

P (修正 後)	節項	修正後	修正前	修正理由
伊勢市地震防災強化計画				
5	第1節 総則	6 指定地方公共機関が行う業務 ⑤ <u>一般社団法人</u> 三重県LPガス協会	6 指定地方公共機関が行う業務 ⑤ <u>三重県LPガス協会伊勢支部</u>	
29～30	第15節 公共施設等対 策計画	1. 対策 2 公共施設等(市が管理又は運営する施設等) ⑧上下水道施設等 貯水確保を配慮した安全水位を確保し配水を継続します。また上下水道施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断及び震災対策等の適切な措置を講じます。 ⑨情報システム等 概ね次の措置を講じます。 ア パソコン本体及びモニター等の固定を確認します。 イ 重要なデータ、機器から優先的に安全確保の対応を行います。 ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっている情報システムを除いて、運用を停止します。	1. 対策 2 公共施設(市が管理又は運営する施設) ⑧上下水道施設等 貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続します。また上下水道施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断及び震災対策等の適切な措置を講じます。 ⑨コンピュータ <u>コンピュータ・システムについては、</u> 概ね次の措置を講じます。 ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認します。 イ 重要なデータ、機器から優先的に安全確保の対応を行います。 ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止します。	